

**義務中断中の地域枠医師に係る  
非常勤勤務義務従事可能指定医療機関の見直しについて**

**1 非常勤勤務義務従事可能指定医療機関の見直しについて**

義務中断中の地域枠医師における非常勤勤務については、令和4年度より、あらかじめ県が指定する医療機関に年間20日（常勤医師の1か月当たりの勤務日数に相当）以上勤務することで義務年限に算入しているが、指定医療機関については、「地域医療貢献期間中の地域枠医師が配置されていない地方拠点病院」及び「医師少数スポットの医療機関」に限定してきたところ。

今回、県内における医師不足及び医師の偏在是正に資するよう、次のとおり指定医療機関の見直しを行うこととしたい。

＜見直しの内容＞

○指定医療機関

- ・へき地診療所の追加
- ・地方拠点病院の範囲の見直し  
※「地域医療貢献期間中の地域枠医師が配置されていない」との制限の撤廃
- ・医師少数スポットの医療機関の範囲の見直し  
※地域枠医師の配置が想定されていない民間医療機関の除外

○選定方法

「地域医療貢献期間中の地域枠医師が配置されていない」としていた制限の撤廃に伴う指定医療機関の選定方法の変更。（毎年度決定することはない。）

**2 非常勤勤務の運用方法の変更について**

1に伴い、令和3年度第3回愛媛県保健医療対策協議会で承認された非常勤勤務の運用方法について、下記のとおり変更したい。（参考資料 2-1 参照）

＜非常勤勤務の運用方法＞

変更後	変更前
(1) 義務従事とみなす医療機関	(1) 義務従事とみなす医療機関の選定方法
知事が指定する地方拠点病院及びへき地診療所（松山圏域内のへき地診療所を除く。ただし、医師少数スポットである久万高原町内のへき地診療所は含む。）とする。	地域医療貢献期間中の地域枠医師が配置されていない地方拠点病院及び医師少数スポットの医療機関を選定することとし、毎年度あらかじめ決定する。